履行確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 大阪水上警察署 | 本署１階署長室手洗い給水管修理の施工に伴う契約について、履行を確認できる書類を徴取していなかった。契約名称：本署１階署長室手洗い給水管修理１　契約期間：令和３年６月８日２　契約金額：31,900円　３　完了日：令和３年６月８日　４　検査日：令和３年６月８日 | 　検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府財務規則】（支出の命令）第40条　支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。【大阪府財務規則の運用】第40条関係１　支出命令者は、支出負担行為に基づき支出の命令をしようとするときは、財務会計システム等（財務会計システム、物品調達システム及び人事給与福利厚生情報管理システムをいう。以下同じ。）を使用して作成した支出命令伺書に、請求書、支給に関する調書等の必要書類（物品の購入及び修理については、納品又は履行を確認できる書類を含む。）を添付し、これに決裁をしたのち規則第40条に規定する出納員に送付して支出の命令をするものとする。 |

 | 　検出事項が発生した原因については、契約書で定める必要書類を十分に確認していなかったことである。　今後は、同種事案を再び発生させないよう、担当者だけでなく、幹部のチェック体制を強化し、再発防止を図る。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月18日）

決裁遅延

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 西成警察署 | 強制採血に係る契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、業務開始後に行われていた。契約名称：強制採血に係る経費の支出１　契約期間：令和３年７月21日２　経費支出伺書の起案日：令和３年８月18日３　経費支出伺書の決裁日：令和３年８月18日４　支出負担行為額：6,230円 | 　検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。【令和４年４月１日付け改正前の大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2)　経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 | 　検出事項が発生した原因については、担当者間における情報共有及び引継ぎが十分になされていなかったことにより生じたものである。今後は、同種事案を再び発生させないよう、署員全員に対して周知徹底を図るとともに、担当者だけでなく、幹部のチェック体制を強化し、再発防止を図る。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年１月31日）

経費支出手続の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 茨木警察署 | 大型輸送車用尿素水の購入に係る経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁において、支出負担行為額を誤り、購入物品の納入後に変更の起案決裁を行っていた。契約名称：大型輸送車用尿素水の購入　１　契約金額：2,288円　２　支出負担行為額：2,080円３　物品納入日：令和３年７月７日４　経費支出変更伺書の起案日：令和３年７月21日５　経費支出変更伺書の決裁日：令和３年７月21日６　支出負担行為変更額：208円 | 【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。【令和４年４月１日付け改正前の大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2) 経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。　検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 | 　検出事項が発生した原因については、電話見積合せ時に税込価格であることを十分に確認していなかったことである。　今後は、同種事案を再び発生させないよう、担当者だけでなく、幹部のチェック体制を強化し、再発防止を図る。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月30日）

決裁遅延

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 豊能警察署 | 本署ガソリンスタンド修理の施工に伴う契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、業務開始後に行われていた。契約名称：本署ガソリンスタンド修理の施工に伴う契約 １　契約期間：令和４年２月25日から同年３月４日まで２　完了年月日：令和４年３月１日３　経費支出伺書の起案日：令和４年３月１日４　経費支出伺書の決裁日：令和４年３月１日５　支出負担行為額：56,430円 | 　検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。【令和４年４月１日付け改正前の大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2) 経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 | 検出事項が発生した原因については、担当者が契約手続を行う際に、経費支出伺を同時に手続するべきところを失念したことによるものである。今後は、同種事案を再び発生させないよう、担当者だけでなく、幹部のチェック体制を強化し、再発防止を図る。　 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

決裁遅延

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 池田警察署 | 自動車修繕に伴う単価契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われていた。契約名称：自動車修繕に伴う単価契約１　契約期間：令和３年４月１日から令和４年３月31日まで２　令和４年３月分請求日：令和４年４月５日３　経費支出変更伺書の起案日：令和４年４月７日４　経費支出変更伺書の決裁日：令和４年４月７日５　経費支出変更伺書の起票日：令和４年３月９日６　支出負担行為変更額：310円 | 　検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。【令和４年４月１日付け改正前の大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2) 経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 | 　検出事項が発生した原因については、自動車修繕前に支出負担行為額の残額を確認すべきところ、この確認が不十分であったため、支出負担行為額の残額が不足し、修繕代金を支払うことができなかった。このため、出納整理期間に経費支出伺書の増額変更を行うことになったものである。　　　　今後は、同種事案を再び発生させないよう、支出負担行為残額の確認について、担当者だけでなく、幹部のチェック体制を強化し、再発防止を図る。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 豊中警察署 | 借用財産の契約相手方の変更について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 相手方氏名 | 年間借用料 | 借用期間 |
| 建物 | 豊中市蛍池西町３丁目555 | 0.50㎡ | 通信設備設置 | （注）Ｂ | 無償 | 平成22年２月１日から令和69年３月31日まで |

（注）平成28年４月１日に契約の相手方がＡからＢに変更となったが、公有財産台帳では、「Ａ」のまま放置されていた。 | 　検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（借用財産）第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。【公有財産事務の手引】第２章　公有財産の取得　第３節　借用　　府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を１年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。 | 　是正を求められた事項について、公有財産台帳へ修正登録を行った。　今後は、担当者だけでなく幹部のチェック体制を強化し、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行っていく。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

決裁遅延

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 河内警察署 | 光熱水費等負担金の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われていた。契約名称：光熱水費等負担金１　契約期間：令和３年４月１日から令和４年３月31日まで２　経費支出変更伺書の起案日：令和４年４月26日３　経費支出変更伺書の決裁日：令和４年４月26日４　支出負担行為変更額：24,590円 | 【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。【令和４年４月１日付け改正前の大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2) 経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。　検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 | 　検出事項が発生した原因については、電気使用負担金の確定前に支出負担行為額の残額を確認すべきところ、この確認が不十分であったため支出負担行為額の残額が不足し、年度末時点での負担すべき電気使用負担金が見込みを超えていたことから支払いができなかった。このため、出納整理期間に経費支出伺書の増額変更を行うことになったものである。今後は、同種事案を再び発生させないよう、支出負担行為額の確認について、担当者だけでなく、幹部のチェック体制を強化し、再発防止を図る。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月10日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 八尾警察署 | 工事により撤去した下記の公有財産（工作物）について、公有財産台帳の登録から除却までの手続が行われていないものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 財産名称 | 種目 | 数量 |
| バリカー | 雑工作物 | ３本 |

 | 　検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（台帳の取得登録）第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。（以下略）（台帳価格）第12条(5)　売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。ア　台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合登録されている取得価額を除却する。 | 　是正を求められた事項について、公有財産台帳へ修正登録を行った。　今後は、担当者だけでなく幹部のチェック体制を強化し、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行っていく。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

決裁遅延

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 交野警察署 | 強制採血に係る契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、業務開始後に行われていた。契約名称：強制採血に係る契約１　契約期間：令和４年１月28日２　経費支出伺書の起案日：令和４年２月17日３　経費支出伺書の決裁日：令和４年２月17日４　支出負担行為額：11,030円 | 　検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。【令和４年４月１日付け改正前の大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2)　経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 | 　検出事項が発生した原因については、担当者間における情報共有及び引継ぎが十分になされていなかったことにより生じたものである。今後は、同種事案を再び発生させないよう、署員全員に対して周知徹底を図るとともに、担当者だけでなく、幹部のチェック体制を強化し、再発防止を図る。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

行政財産使用許可等の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 河内長野警察署 | 警察署の敷地内に下記の物件が設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていなかった。

|  |  |
| --- | --- |
| 物件名 | 数量 |
| 河内長野市案内板 | １ |

 | 　検出事項について、撤去や使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【地方自治法】（行政財産の管理及び処分） 第238条の４７　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。【大阪府公有財産規則】（管理の原則）第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。（使用許可の範囲）第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 | 検出事項について、河内長野市と協議を行い、案内板は府民への地理教示を目的とすることから、河内長野市からの使用許可申請を受け、行政財産使用許可書を令和５年３月６日付相手方に交付し、公有財産台帳へ修正登録を行った。今後は法令等に基づき、適正な事務処理を行っていく。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月25日）